

聖籠町告示第65号

聖籠町都市計画法施行条例第3条第1項第2号の規定による認定基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月8日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町都市計画法施行条例第3条第1項第2号の規定による認定基準の一部を改正する告示

聖籠町都市計画法施行条例第3条第1項第2号の規定による認定基準(平成29年聖籠町告示第108号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「基準日」という。)」を削り、「確認に関し、必要な事項」を「認定基準」に改める。

第2条第1項中「、それぞれの基準日において」を削り、同項第2号中「土地」の次に「(宅地以外の地目の土地で、付近の宅地の価額に比準して課税されている土地をいう。)」を加え、同条第2項中「、それぞれの基準日において」を削り、同項第1号中「雑種地かつ」を「雑種地、山林又は原野であって、かつ、」に、「規定により」を「規定による」に改める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。